

国民健康保険税の納税通知書を送付します

税務課 ☎823-9204 ☎823-9627

平成30年度国民健康保険税の納税通知書・納付書(第1期から第8期分)を、**7月中旬**に世帯主へ送付します。
(口座振替納付の人には、納税通知書のみ送付します)

★平成30年度の税率など ()内は平成29年度分

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割	5.47% (4.83%)	1.71% (1.54%)	1.90% (1.98%)
資産割	11.00% (12.65%)	3.55% (4.17%)	4.91% (6.04%)
均等割	26,100円	8,000円	10,600円 (10,700円)
平等割	18,500円	5,700円	5,400円 (5,800円)
限度額(上限)	58万円 (54万円)	19万円	16万円

今年度から広島県と県内市町が共同で国民健康保険を運営していくことになり、税率の改正を行いました。所得額や固定資産税額が例年と同じでも、納める保険税額が変わる場合があります。

均等割および平等割の2割・5割軽減の判定所得算出額も変更となっています。

★均等割・平等割の軽減判定所得算出方法

2割軽減	新	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×50万円	以下
	旧	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×49万円	以下
5割軽減	新	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×27.5万円	以下
	旧	33万円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×27万円	以下

※ 特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度へ移行後も、継続して同じ世帯にいる人

不明な点がありましたら、税務課(役場1階)まで問い合わせてください。

国民年金保険料の免除・猶予制度 ≪継続審査の方法が変わります≫

住民課 ☎823-9206
広島南年金事務所 ☎253-7710

国民年金保険料は毎月納付する必要がありますが、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除・猶予される制度があります。

免除制度(全額免除・一部免除)

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が全額または一部免除されます。
※一部免除は、減額された保険料を納付しないと未納期間となりますので注意してください。

納付猶予制度

50歳未満の人で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます
※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。
※学生の人は「学生納付特例制度」を利用してください。

●継続審査とは

所得審査の結果『全額免除』又は『納付猶予』が承認された場合、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望することができます。
希望する場合は、申請の際に申出が必要です。

●7月からこのように変わります

継続審査を希望し、『納付猶予』が承認された次年度において『全額免除』の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望するかどうかの申出を行うことができるようになりました。
『全額免除』：将来の老齢基礎年金の額が増額されます。
『納付猶予』：老齢基礎年金の額は増額されません。

今年度の免除・猶予申請受付開始◆7月

審査の対象となる期間◆7月分から来年6月分まで(平成30年度以前の期間についても、申請月の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除・猶予を申請できます。この期間を過ぎると申請できなくなるので注意してください)

受付場所◆住民課(役場1階)

申請に必要なもの◆年金手帳またはマイナンバー(通知)カード・本人確認書類・認印(失業を理由に申請をする場合は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証等が必要です)

情報公開制度・個人情報保護制度

総務課 ☎823-9202 ☎823-9203

●情報公開制度

町内居住者などの請求により、不開示情報を除く町の保有する行政文書の開示をします。

昨年度の開示の状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

実施機関	対象文書	開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	文書不存在	取下げ
町長部局	86	85	—	—	—	1	—
教育委員会	1	1	—	—	—	—	—
議会	6	5	—	—	—	1	—

選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会および水道事業については、開示請求がありませんでした。

●個人情報保護制度

請求により、不開示情報を除く町が保有する自己を本人とする個人情報の開示をします。

昨年度の開示の状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

昨年度は、全ての実施機関に対して開示請求がありませんでした。

国民健康保険

住民課 ☎823-9206
☎823-9627

保険証が変わります

現在お使いの保険証の有効期限が、7月31日で満了となりますので、7月下旬に新しい保険証を送付します。
なお、今年度から都道府県が国民健康保険の保険者に加わることにより、8月1日から県内で統一様式となり次の

とおり変更となります。8月1日以降に診療を受けられる場合は、新しい保険証をお使いください。保険証の色は「紫」となります。

▶70歳未満の人

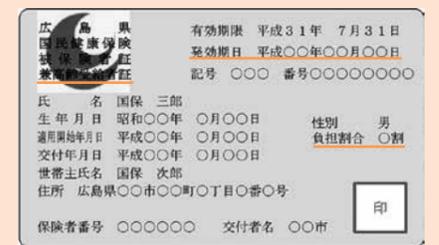
『国民健康保険被保険者証』の送付



▶70歳~74歳の人

『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証』の送付

これまで別々に交付していた国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が、**一体化され1枚のカード**になります。



70歳以上の人の高額療養費制度の自己負担限度額が変更になります(8月1日から)

8月の診療分から70歳以上の所得区分が現役並み所得者・一般の人の高額療養費の自己負担限度額を一部見直します。現役並みⅠ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は限度額認定証を医療

機関で提示することで窓口負担額を一定額までに抑えることができます。必要な人は住民課(役場1階)へ申請してください。

7月診療分まで	所得区分	自己負担限度額	
		外来限度額(個人単位)	外来+入院(世帯単位)限度額
町民税課税世帯	現役並み所得者	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 4回目以降※1は44,400円
	一般	14,000円※2	57,600円 4回目以降※1は44,400円
町民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

8月診療分から	所得区分	自己負担限度額	
		外来限度額(個人単位)	外来+入院(世帯単位)限度額
町民税課税世帯	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 4回目以降※1は140,100円	
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 4回目以降※1は93,000円	
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 4回目以降※1は44,400円	
町民税非課税世帯	一般	18,000円※2	57,600円 4回目以降※1は44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1…過去12カ月に一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合

※2…8月から翌年7月の年間限度額は144,400円

現在、限度額適用認定証を持っている人へ

限度額適用認定証は、毎年7月31日が有効期限となっています。既に持っている人については、7月上旬に更新の案内を送付します。8月1日以降も必要な場合は、再度、住民課(役場1階)へ申請してください。